

委嘱状交付式及び白井市政治倫理審査会次第

令和5年5月8日（月）午後2時から
白井市役所本庁舎3階 会議室301

1 委嘱状交付式

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付
- (3) 市長あいさつ
- (4) 委員紹介
- (5) 閉会

2 白井市政治倫理審査会

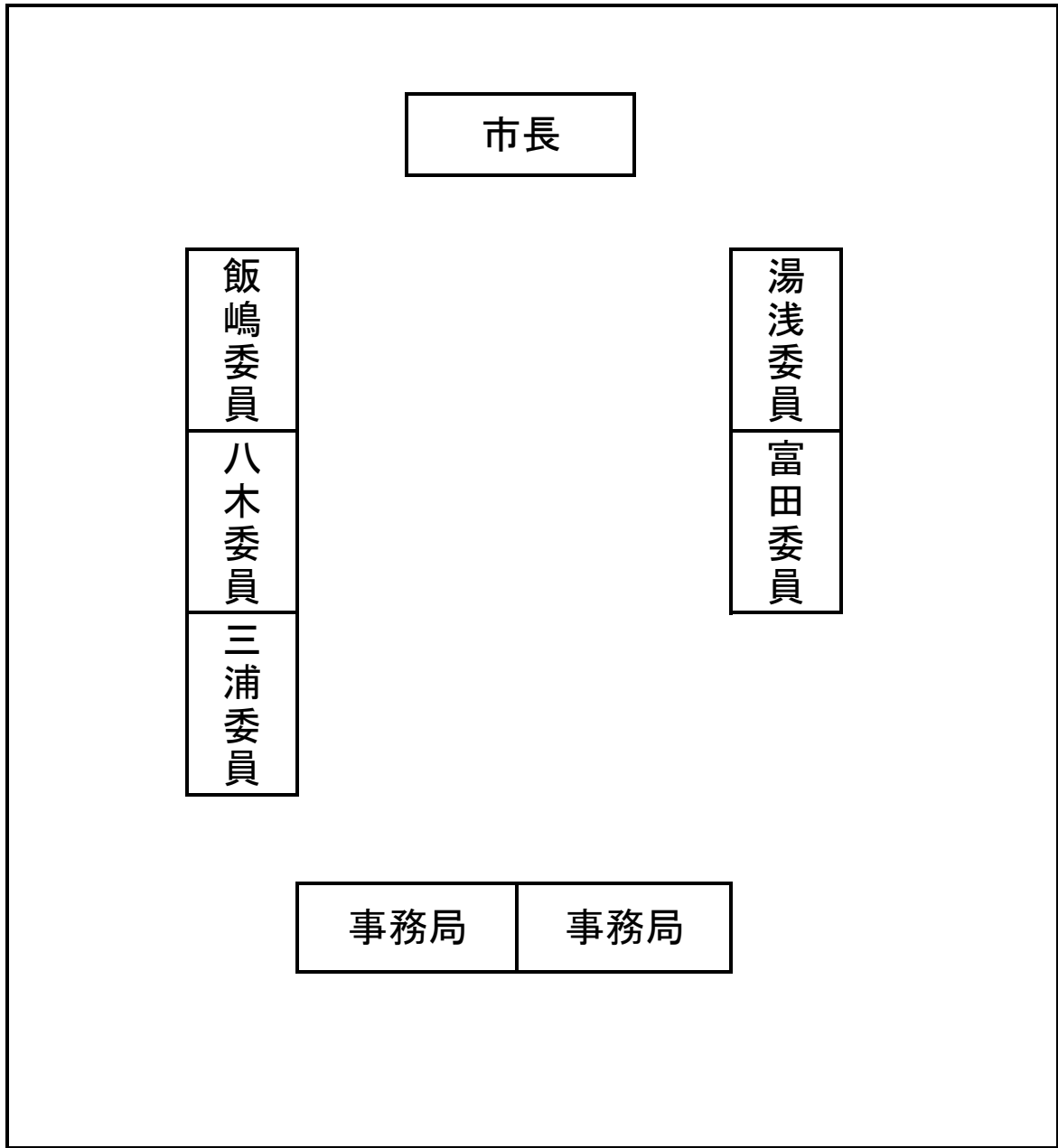
- (1) 開会
- (2) 会長、副会長選出
- (3) 政治倫理審査会の職務等について
- (4) その他
- (5) 閉会

白井市政治倫理審査会委員名簿

令和5年4月23日～令和8年4月22日

No	氏名	職業	備考
1	飯嶋 孝明	弁護士	3期目
2	八木 美子	税理士	3期目
3	三浦 永司	元文部科学省勤務	2期目
4	森中 祐治	秀明大学教授	1期目
5	湯浅 洋一	元千葉県警勤務	1期目
6	富田 絵津子	弁護士	1期目

政治倫理審査会座席表



調査請求に関する経緯

○H23.4.7 市民より調査請求書を受理・・・・・・・・・・・・・・・・別添資料①

- ・100万円の寄付の件、年賀はがきの件、期間外の30万円の寄付の件について、政治倫理条例第2条「市長等及び議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し自ら進んで高潔性を明らかにしななければならない」に照らし、極めて重大な疑義を与える旨、調査請求がなされた。

○H23.5.26 委嘱状交付式及び第1回政治倫理審査会開催・・・・・・・・別添資料②

議題 白井市政治倫理条例第12条第1項に基づく調査請求について

- ・本調査請求事案の概要説明
- ・調査請求の対象について検討

○H23.6.8 第2回政治倫理審査会・・・・・・・・・・・・・・・・別添資料③

議題 白井市政治倫理条例第12条第1項に基づく調査請求について

調査請求内容に係る他自治体への調査結果を踏まえ、項目別に審査会として論点を整理し、取り扱いについて検討する。

- ①調査請求書受理後に市長が不在（失職・辞職・死亡）となった場合
- ②法律（公職選挙法）に抵触する行為
- ③調査請求が公職の候補者の立場であった場合

○H23.6.23 第3回政治倫理審査会・・・・・・・・・・・・・・・・別添資料④

議題 白井市政治倫理条例第12条第1項に基づく調査請求について

調査請求者への回答（案）について、その内容の検討

○H23.7.5 調査請求について回答・・・・・・・・・・・・・・・・別添資料⑤

調 査 請 求 書

白井市長 様

白井市政治倫理条例第12条第1項の規定に基づき、調査を請求します。

記

1. 調査請求の対象となる市長等の氏名

市長 横山 久雅子

2. 調査請求の対象となる事由の内容

本年、第1回白井市議会日程の2月21日、22日の一般質問で福井、永瀬議員の質疑にある次の3点は市長として、また市長を目指す立場での行為は、白井市政治倫理条例第2条「市長等及び議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならない」に照らして明らかに極めて重大な疑惑を与えるものである。

I. 100万円の寄付の件

1) 2008年の10月、市長選挙前に、候補者として（候補者に対して多額の選挙費用の公費負担がある）白井市内でも一般廃棄物処理業を営む(市の登録業者)ことを承知の上で個人名義とは言え100万円の現金を受け取ったことは、次の点から政治倫理上問題がある。

○100万円もの大金を面識もない人から簡単に受領する感覚は、たとえどのような理由があろうとも市長を目指す立場の人として、市民感覚として全く受け入れられない

○現金を受領した場所について議会では、100万円は個人から受領したのだから政治資金規正法には触れないと言っているが、現金受領は寄付人の経営する会社の事業所だったとの疑惑もある。

もしそうだとすると個人寄付とはいえず、政治資金規正法にも触れるおそれもある。

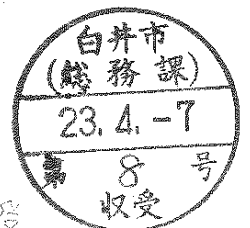
○福井議員の質問に答えて、「その業者が一般廃棄物の、収集運搬に関わっているのであればお断りした」と答えているが、現にこの業者は、白井市の廃棄物処理で指定を受けている業者である。

そのことは、次のことから云える。

①昭60年から2年に1回の一般廃棄物収集運搬の許可を取っている

② 白井市の入札参加業者として登録されている

③平成21年12月21日に白井市にある自社事業所に通じる市道を拡幅し、舗装して市に寄付したいと申し出があり、22年1月21日市長名



で工事の施工承認書を出した。

④ 同年4月28日に拡幅した道路の寄付申請があり市長名でこれを受け入れた。

⑤ 当該業者は、平成22年10月18日千葉県に廃棄物中間処理施設(9700㎡)を作る計画の事前協議を申請しており、12月28日申請に関連して県から白井市へ意見照会がなされ、平成23年1月28日白井市が県に対しての回答で了解をしている。

⑥平成22年に25万円の白井市から廃棄物処理の委託を受けている。

2) 市長は、当該業者が県に中間処理施設の設置許可を求めた件で、当該地元市として許可する旨の返事をしている。

3) 当該業者が進めている、前項にある産業廃棄物中間処理施設に出入りする大型車に、もっぱら使用する道路の拡幅工事を認め、さらに工事後に市に寄贈されたが、当該業者のいわば私道を市道とすることにより永遠に市に管理・メンテをさせるようなものであり、市民感情にそぐわない。

4) 前記2件は、1)の献金の効果と見られても仕方のないものである。

これらのことを見ても明らかなように、当該者は継続して白井市内で事業を営み、許認可事項がらみの事業者を営む者であるし、市との取引もあり、入札参加業者でもあり、しかもこれから白井市で事業の拡大を目指している事業者であることは明らかである。

市長は福井議員の質問に対して「廃棄物業者として白井市に関わっているのであれば寄付は受け取れない」といったら業者は「金輪際ない」ということだったので100万円を受け取ったと質問に答えている。

これらのことは、議会で市長が2議員の質問に対して答えたことと相反するし、日頃市長が主張する、「透明な政治」、「しがらみのない政治」を標榜していることとも全く相いれないものである。

これらのことは、明らかに市長に求められている白井市倫理条例の「市民の信頼に値する倫理性、高潔性」にそぐわないものである。

II. 年賀はがきの件

横山市長は、新年に自筆に依らない印刷された年賀状を差し出したと指摘されている、この行為は明らかに公職選挙法第147条の2で「公職にあるものは挨拶状を出してはならない」に違反している。

些細なことであるが、過去に町議、市長と公職を経てこのことは十分承知の上の行為である。最も留意すべき事項として知りながらの行為は倫理以前の問題である。小さな罪を軽んじる者は大きな罪を犯す。

III. 期間外の30万円寄付の件

横山氏の後援団体「フレッシュの会」が平成21年3月4日付で千葉県選挙管理委

員会に提出した収支報告書に本人から10月15日に30万円の寄付がある。

この寄付行為は、公職選挙法第199条の5、第3で定めた「候補者は後援団に寄付をしてはならない」に違反している。

このことも、市長を目指すものとして倫理にも反した違法な行為である。

3 調査請求の対象となる事由を証する資料

- ・ 2011年3月議会の白井市インターネット録画発言記録より文書化した該当部分
- ・ 寄付者の経営する業者の白井市内における産業廃棄物処理業者の登録
- ・ // 入札指定業者登録
- ・ 平成22年度白井市の入札委託実績
- ・ 後援団体が千葉県選管に提出した政治資金収支報告書 2葉
- ・ 廃棄物中間処理業者としての施設許認可関連書類
- ・ 各紙新聞記事

平成23年度第1回政治倫理審査会会議録（概要）	
開催日時	平成23年5月26日（木） 午前9時30分から午前11時25分まで
開催場所	市役所6階委員会室
出席者	（委員） 山田会長、中島副会長、岩本委員、西委員、中前委員 （事務局） 望月課長、眞仲副主幹、内藤主査補
会議の議題	白井市政治倫理条例第12条第1項の規定に基づく調査請求について
会議の要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本調査請求事案の概要説明 ・ 調査請求の対象について検討
審 議 概 要	
<p>1 調査請求の対象となる事由の内容について確認</p> <p style="margin-left: 2em;">I 100万円の寄付の件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長の候補者であった横山市長が100万円の寄付を受けたという問題 <p style="margin-left: 2em;">II 年賀はがきの件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長在職中の平成23年の新年、自筆によらない印刷した年賀状を答礼として、出していた問題（公職選挙法第147条の2違反） <p style="margin-left: 2em;">III 期間外の30万円寄付の件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期間とは、公職選挙法199条の5「後援団体に関する寄付等の禁止」について <p style="margin-left: 4em;">「公職の候補になろうとする者は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄付をしてはならない。ただし、一定の期間を除く。</p> <p style="margin-left: 4em;">その一定の期間とは「任期満了の日前90日にあたる日から当該選挙の期日までの間」</p> <p>2 調査請求に対し、審査会として論点を以下のとおり整理し、検討する。 （平成23年4月7日の請求と4月8日の市長失職の関係について）</p> <p style="margin-left: 2em;">① 請求のあった時点では、市長であったが、その後市長でなくなった者について、審査会は審査をすべきか。</p> <p style="margin-left: 2em;">（公職選挙法違反について）</p> <p style="margin-left: 2em;">② 公職選挙法違反は審査会の審査の対象か</p> <p style="margin-left: 2em;">（市長の立場と候補者の立場について）</p> <p style="margin-left: 2em;">③ 請求の対象行為について、市長が候補者の立場であった時のことは、審査会の対象となるか。</p>	

① 請求のあった時点では、市長であったが、その後市長でなくなった者について、
審査会は審査をすべきか。

(主な意見)

(会 長) 例えば、翌日死亡しよう、失職しようとして審査会で受けないと、条例の意味をなさないと思う。

例えば、4月7日から審査を始め、実質的審査を行っていて、2ヶ月後に市長が死亡した、任期が満了した、失職した。その間、2か月の審査はないものとして、市長がいないのだから、結論を出さなくてよいのかという、この条例の目的が個人ではなく市長の職にあった人の倫理をすることにある以上、3日後に死亡しよう、2ヶ月後に失職しよう、請求時に正当な請求については、審査をし、その結果を市長に報告すべきである。

この場合、報告を受ける市長は、その時点で、法律上市長という肩書についた人、すなわち、対象たる市長が失職した後、市長となった人となる。

(委 員) この条例の調査・対象の市長は現職であるという前提となっている。

倫理的といっても辞職等により、市長の職にない方については、審査の必要がないのではないかと思う。

(委 員) 辞めた時点においては、審査の対象ではないのではと思う。

(委 員) 政治倫理条例施行規則第9条第3項第1項に調査請求のできない期間として、「任期满了の日前60に当たる日」とあるが、今回の審査請求手続き上はどうか。

(事務局) 市長選挙が行われましたが、失職に伴う選挙であることから、この条項の適用としての「任期满了による選挙」には当たらないと考えます。このことから今回の請求は手続上できると考えます。

(委 員) 審査対象要件の件で議論する方が良いと思う。

横山市長は調査請求の対象者となるのかについて、今現在、市長でない者について審査するのかどうか。

(会 長) 4月8日に失職していることで、審査の対象者としなくていいかどうかについて、意見をいただきたい。

(委 員) 条例上外れてしまったのではないかと。「市長である者」でなくなってしまった。

(委 員) これを取り扱うことになっても、調査請求対象者の横山市長はいないので、審査結果を尊重する者がいなく、審査した効果がないので、審査の対象にはならないのかと思う。

(会 長) 現市長に報告し、報告を受けた市長が必要な措置を講ずることになる。

(委 員) 調査請求対象者は、あくまでも横山前白井市長個人の問題として、その対象者がいない場合、報告書を作成しても、横山市長はいないので、その報告書を受けて審査結果を尊重することができないことを作成しても、仕方がないのではと思う。

(会 長) 個人の問題ではなく、市長職にあった者の倫理の問題なので、たとえ、その当事者がいなくなったとしても、そのような者が居た時にこのような問題があった。その時に政治倫理審査会から見ても問題であるという見解を出した場合には、次の市長にその結果を報告することによって、市長は過去の市長にこのような問題があ

ったことに対して、私はこのようなことが無いように努めたいとか、議会に対して注意を促すとか、そのための何らかの組織を作るとか、必要な措置を講じると条例上なっているので、対象者が居なくなったら、消えてしまっていていいことではないと考える。

(委員) 市長でなくなった時点で、事務局で調査請求対象ではなくなったと整理できたのではないかと思う。

(会長) 市長職にあった者がどのような行為を行ったかが問題となる。

(委員) 死亡してしまった時、辞めてしまった時まで、審査結果を尊重すべき横山市長本人がいないのだから、意味がなくなったことについて、審査をする必要があるのかと思う。

(会長) そこを全く意味がないと見るかどうかが論点である。

私は、市長職であった時の行為について、きちんこの審査会としての結論を出し、それを現市長に報告することは、意味のあることであると考えている。

(委員) 4月8日の時点で、審査会に調査請求する要件が満たさなくなったと考える。

(委員) 今、現に市長ではない者に対する審査のあり方について、考えなくてはならない。

(会長) 申し立てがあったけれども、窓口で却下するのか、たとえ内容が簡単なものであっても、実質的審査をして結論を出すのが問題となる。4月7日は在職していたけど、4月8日に辞めていたら、却下でよいというと、2か月3ヶ月審査していたが、死亡した・失職した場合は、どんな大きな疑惑、疑義について申し立てがあっても途中で本人が市長でなくなった場合には、この審査会は意見を出さなくてよいとするのか。

(委員) 意見を出してはいけないと考える。

(委員) たとえば、刑事事件において被疑者が死亡した場合の対応は、どういう取り扱いになっているものか。同じ考え方ができるのではないかと思う。

(会長) 被疑者死亡のまま送検する。起訴はできない。刑事罰は、あくまでも個人責任を問うもので、今回は、市長職の肩書の付いた横山氏に対する問題ではないかと考える。

② 公職選挙法違反は審査会の審査の対象か

(主な意見)

(委員) この審査会は、倫理基準に関係するものについて審議していくもの。公職選挙法に抵触した行為についても当審査会で審査するものではないと思う。

(会長) 公職選挙法に限らず、政治倫理に関わることが対象と考える。

(委員) 公職選挙法、政治資金規正法にも罰則がある。この審査会ではどういうことを行うのか。

(会長) 刑罰については、別の場で行われるものなので、この審査会は倫理の審査となる。別の場とするということではなく、刑事・司法の下のもっと幅の広い政治倫理の世界の中で見る。

(委員) 調査の対象であったという場合、公職選挙法、政治資金規正法に抵触するのか、

抵触しないのか。法に抵触するかしらないかの判断を審査会でやるものではないかと思う。

(会 長) ある部分は刑事罰かもしれないが、やったかやらなかったか以前に、疑いを受ける状況に身を置いたということについても政治倫理として問題があるという見方もあり得る。このことが、審査の対象となることはあると思う。

刑事罰、行政罰、政治倫理とか人間としての道徳とかそういうピラミッドの底の方が政治倫理の対象となるのではないかと考える。

(委 員) 公務員についても倫理規定があり、賄賂とかの刑事罰については、倫理の關係のない法の世界のことであって、その下の方に業者との付き合いとか等の世界があるので、その分からない部分について整理して、公務員倫理規定をもって対応している。その部分の事柄についての審査ではないかと考える。

法でしっかりしているところは、この審査会ではなく裁判というところで、取り扱う問題であると考えます。

(会 長) 刑事罰の対象となるような行為の請求があった時に、切り離して審査会は関係ないと言ってしまうのか、刑事罰を科すことについては、警察や検察や裁判所の仕事だろうけれども、そこで問われた裾野の部分については、この審査会も関係あると見るのか、そこが論点となる部分。「関係ない、切り離してしまってよい」というのか。

市長が犯罪の疑いがあるという時に調査請求があったら、犯罪に関しては、警察に行ってくださいと切り離してしまうべきなのか。すべてとは言わないが、切り離してはいけないと考えるがどうか。

(委 員) 「何々の疑い」「何々ではないか」という「うわさ」について審査会で調査するものではないと思う。相当無理があるものと考えます。

(会 長) 第12条の調査請求権については、「疑義がある時」についてであった、疑いを受けた時で、市長等は疑いを受けたことについて説明をすることとなっている。

そこで、疑いを晴らしていく。

(委 員) 「証拠を示して請求する」ということは、「うわさ」ではできないということ。

(会 長) 何か根拠となるものを示せば足りる。

(委 員) 審査会としての役割分担をしないとおかしくなる。

法律で罰するものは法律で行い、政治倫理条例で行うものではないと考える。

(委 員) 刑事事件に関するものは、この審査会ではそのことだけで対象ではないと回答するのではなく、審査会としては、条例上で整理することになる。今回は公職選挙法違反に関するものを、刑事告発もしていない案件について請求をしてくれている。

(会 長) 市長は年賀状の件について、議会で認めているからといって、直ちに司法当局が動いて、公職選挙法で立件して、有罪へともっていくかということ、そうでないレベルのものもある。警察としては、事実上は見聞きしたが、特に動かないという場合もある。

そういうものも特に警察に任せるのではなく、請求があれば倫理の問題として、この審査会の対象とするのではないかと考える。

③ 請求の対象行為について、市長が候補者の立場であった時のことは、審査会の対象となるか。

(主な意見)

(委員) 市長等の「等」には、何を示しているのか。

(事務局) 条例上、等は「市長、副市長、教育長」にあるものを示している。

(委員) 候補者に関してはどうか。

(事務局) 条例上では、言及がない。

(委員) 候補者の時の違反行為についてあるが、現職になる前の行為をどうするか、議論になるが、条例が規定していないので、こういう審査の場合は対象とならないと狭い解釈ではなく、刑事罰同様広い解釈になると考える。

(委員) 候補者の時の行為は、問えないと考える。条例に規定されていないことを拡大解釈してはいけないと考える。

(委員) 候補者は問えないと考える。

全体を通じて、市民の視点で、この審査会に期待しているもの、何のためにできたかということ踏まえて、取り扱うものと考ええる。

まとめ

(会長) 今までの議論をしてきたことについて、事務局でも他市の取り扱いや先例について調査願いたい。

次回はそれをもって、具体的に議論していきたい。

事務局より

今回の調査請求の取り扱いについては、事務局の議論の中でも、委員さんの意見と同じ見方もあった。

4月7日という時点では市長がいた。翌日の4月8日にはいなくなってしまったけど、亡くなってしまったのと同じで、実質的な審査はできないだろう、審査結果を尊重する横山市長がいなく、意味がないだろうという見方もできる。

一方では、政治倫理審査会の問題というのは、一個人でありながらも、そういう部分を次の市長に対して、今後事前に政治倫理として、抑制する働きもあるのではないかと広く見る見方もあるのではないかと考える。

そういうことで、事務局あるいは担当部門の判断ではなく、審査会の意見を聞いた中で、その取り扱いをどうするか、どういう形をとるのが適切かを判断したく、この審査会で議論していただいた中で方向性を出していただきたいと考える。

別添資料③

平成23年度第2回政治倫理審査会会議録（概要）	
開催日時	平成23年6月8日（水） 午前9時30分から午前10時45分まで
開催場所	市役所6階委員会室
出席者	（委員） 山田会長、中島副会長、岩本委員、西委員、中前委員 （事務局） 望月課長、眞仲副主幹、内藤主査補
会議の議題	白井市政治倫理条例第12条第1項の規定に基づく調査請求について
会議の要旨	調査請求内容に係る他自治体への調査結果を踏まえ、項目別に審査会として論点を整理し、取り扱いについて検討する。 ①調査請求書受理後に市長が不在（失職・辞職・死亡）となった場合 ②法律（公職選挙法）に抵触する行為 ③調査請求が公職の候補者の立場であった場合
審 議 概 要	
<p>（会 長） あいさつ</p> <p> 前回の議論を踏まえ、事務局が行った他市に対する事例等調査質問事項に沿って、意見を交わすこととする。</p> <p>調査対象者の取り扱いについて</p> <p>①調査請求書受理後に市長が不在（失職・辞職・死亡）となった場合の取り扱いについて （調査請求の翌日に市長が不在（失職・辞職・死亡）となった場合） （主な意見）</p> <p>（会 長） 前回受理すべきかどうかということについては、議論の結果としては、受理すべきであるが、その後の取り扱いとして、「審査をする実益があるのかどうか」、「打ち切っているのか」などとかの議論があった。議論を明確にする意味で、まず、市長側で、窓口で却下すべきだったかどうかについて議論する。</p> <p> 却下すべきでないとして、その後審査会がどうすべきかということは、別の議論になる。</p> <p>（委 員） 請求当時、市長は現職であったので、施行規則第10条第1項第1号には該当しないと思う。1号の「調査請求をすることができない事由について調査請求したもの」の理由で却下はできないと思う。</p> <p>（会 長） 4月7日当日に調査請求書を受理したことについては、問題が無いということで、よろしいか。翌日に市長が失職したからといって、却下すべきではなかった。そのことでは却下の理由にはならないという点では、委員共通の認識となったことを確認した。</p> <p> その後どうすべきかは別として、却下すべき事案ではなかったということでもよろしいか。</p> <p>（各委員） 了解です。</p>	

(調査請求書を受理し、調査中に市長が不在(失職・辞職・死亡)となった場合)

(主な意見)

(委員) 対象外である。

条例上は現に職にある者、現に市長にある者を適用対象としているので、請求時点では、市長であっても、その後市長でなくなっているため、本審査会の審査の対象から外れたものとする。

(委員) 調査請求書の受理・不受理及び却下については、市長の権限でしかないから、審査会には条例上の規定が無い以上、市長が判断せざるを得ないものとする。

(委員) 審査会として調査をしないということもあり得るものとする。

(委員) 現市長は着任したばかりなので、現市長の代になって審査会の意見を聞いてという取り扱いもある。

(委員) その審査会に意見を聞く根拠が無いと思う。

(会長) 市長からの諮問があればよいのではないかと。

(事務局) 市としては、調査請求について、審査会に調査を依頼しているわけではないので、意見を聞いた中で、現市長が判断をさせていただくことになるものとする。

(委員) 今までの意見を参考として、踏まえて、事務局が判断をするという取り扱いもあるものとする。

(会長) この案件については、対象でなくなったという意見が多く出ているが、仮に対象でなくなったという判断をするとなると、判断は誰が行うとするものか。

(委員) 市長の判断となる。

(会長) 市長は調査請求の対象である。調査請求のできない事由というのが、明らかに政治倫理と関係が無いと形式上見えるものについては、当然、市長が、却下して良い。

これに対して、調査請求が政治倫理と関係が無いかどうか、他市に確認してもそれぞれ悩ましい回答がされているようなものについては、市長が独断で却下の判断を下せると解するのは問題である。

たとえば、市長自らが対象者、あるいは、市長の関係者が調査対象者であるような場合に、条例施行規則第10条で市長に大きな権限を与えてしまうと、そのような調査請求については、対象ではないとして窓口で審査会に諮らずに、却下してしまうことが可能になる。

今まで意見があったように解釈してしまうと、そういう弊害もあり得る。したがって、政治倫理条例施行規則第10条第1項第1号は形式上、審査請求の対象でない事についての請求であることが明らかなもの事を指すものであって、明らかな場合については、市長は却下せずに審査会に諮るべきという解釈も十分成り立つものとする。

(委員) 手続きとしては、市長としても法律とか条例とかに照らし合わせた中で、今回の調査請求に関しては、その請求内容や条例における対象が現職の者であるということからも、このような取り扱いを考えているが、その取り扱いについてはどうかということ審査会に諮ってもらうことの方が良いと思う。

委員が、審査会に問われるまでの内容を議論するのではなく、市が法律等に照ら

し合わせて判断した内容について、審査会に問われたら意見を述べれば良いと考える。

(委員) 市長は、自身の判断のみではなく、取り扱いについて審査会の意見を聞いたうえでの判断とすべきと考える。

(委員) 請求書を提出した時には、市長はいたので、有効だから、受理することは良いのですが、「政治倫理条例第12条第2項」からしても、ここまでは条例に沿った行為であり、審査会はどうするのかというと、第10条の「審査会の職務」からも求められたら調査しなければならないが、調査権限については規定されていない。

調査を求められたら、意味があろうが無かろうが調査しなければならない。意味がある意味が無いに関する議論については、審査会には権限が無い。意味があるか無いかについては、市が決めることではないか。条例を確認した中では、これ以上のことはないと考える。

(委員) 請求書が出された時点では、有効であって、市長として受けなければならない。

調査審議の途中、失職等で請求対象者がいなくなってしまった場合には、審査会には権限が無くなるかと考える。

(委員) この条例の適用対象となるかどうかについては、この前出ていたように、今現に市長という職にいないのだから、対象ではないのではと考える。

その判断をするのは、審査会ではなく、市長であるかと考える。

(会長) 委員の意見については、政治倫理条例第10条「審査会の職務」の第1項第2号からの意見と理解してよろしいか。調査請求をすることができない事由についての請求なのか、そうでないのか、というのは市長が判断する。と10条の規定を読むということか。

(委員) 審査会には調査権限しかないから、調査請求されたものが事実であるかどうかだけしか判断できないと考える。

(会長) 他市でもそうであるように、審査会の対象であるかどうかについても審査会に諮りながら、結論を出していくというのが、今回の状況である。

(事務局) 今回、このような調査請求が出されたということについて、全て事務局の判断ということではなく、審査会の意見についての確認ということで、案件を示させていただいたところでは。

②法律（公職選挙法）に抵触する行為に対する審査会としての取り扱いについて

(主な意見)

(会長) 前回の議論を再確認すると、違法かどうかについては、司法の判断の問題だから、審査会の対象ではないとの意見が多かった。

私は、倫理というのは、犯罪をも含むのではないかと意見を申し上げた。

他市の参考もあるのでどうか。

(委員) 他市の回答についても「司法の場での判断」との回答のようなので、審査会で、選挙違反のことを問うものではないと考える。

(委員) 市長の行為が法律に抵触（違反）しているかどうかについては、司法の場での判断とし、政治倫理審査会は政治倫理基準に反すると疑われる行為について調査・審議するという判断でよいと考える。

法律論は司法の場で、審査会は淡々と条例の倫理基準に反するかどうかの調査・審議を行うものと考えます。

(会長) 疑問に思うところについて意見を述べさせていただく。

倫理の対象の倫理基準が条例の第3条になる。品位とか名誉とか犯罪ではない意味での道徳的な意味のものが規定されているが、第3条第1項第7号には、「政治資金規正法を遵守する」ということが規定されている。

この規定から見ても、法律違反は全て審査会の審査対象外とは言えないのではないかと考える。

(委員) 第3条第1項第7号に規定する行為は、政治資金規正法違反であるという結論付けではなくて、この倫理基準に反するという結論付けにすると考える。法律判断には踏み込まず、あくまでも、この倫理基準に反するかどうかの審査をすることになると考える。

(会長) 結論付けはそのようになると思う。しかし、これまでの審査会の多数意見によれば、政治倫理規正法違反のような法律違反の問題が調査請求されたら、それだけで、対象から外すということだった。公職選挙法違反だったら、それは司法の判断の問題だから除く、調査の対象から外すというのが、今までの多くの委員の意見だった。

しかし、まさに政治倫理の代表的なものが政治資金規正法であって、そのことについて調査請求があったら、疑われた対象者は呼んで、事情を聴き、倫理の範囲で審査する。その結果を市民に公表するのが政治倫理審査会の役目である。

したがって、私としては、他の法律違反についても、形式的に刑事罰のある法律違反が調査請求されたということだけで、対象でないとしてしまうことには疑義がある。

(委員) 例えば、現に公職にあるものが、その職にあるときに寄付を受けた。そしていまだ調査請求のあった時点においても、現にその職に留まっている時には、審査の対象となると考える。

今回は、候補者の時のものであるため、対象にはならないと考える。現職の時の行為であって、未だ現職のまま留まっていたのならば、審査の対象となると考える。

(会長) 候補者の時の行為については、このあと別に議論したい。

今回、現職の部分で言うと年賀状のことになる。この会議の意見でいうと、年賀状の問題は、公職選挙法違反の問題だから、そういう法律違反の問題は審査の対象外であるということになるが、それで良いのか。

(委員) 年賀状の問題は、公職選挙法上の罰則はない。議会でも謝罪もしており、選挙管理委員会からも注意を受けている案件なので、ある程度の決着はついていると思う。

(会長) 法律違反であれば、対象ではないという結論付けで良いかが疑問として残る。

(委員) 第3条の政治倫理基準に該当するから、第3条第1項第1号から第7号までのいずれかに抵触するからという請求が出てくれば、調査する必要があると考える。

年賀はがきでいうと、倫理基準として、第何号に抵触しているとの請求がどこにも表現されていないことも、対象ではないと判断する理由のひとつであるとする。

第3条第1項第何号に抵触する行為という請求であれば、調査の対象となるものとする。

(会 長) 今出ている意見は、公職選挙法違反の問題が提起されているからと云って、それだけで形式上、審査請求の対象から外してしまうということではなく、倫理の問題として捉えられているのであれば、調査の対象と成るといえるものでもある。

こういう意見なら、私も賛成できる。

(委 員) 政治倫理条例の倫理基準に具体的に違反している行為であるとの指摘があれば、調査の対象に成り得るものとする。

(委 員) 具体的にこの法律の違反行為だから、倫理審査会で調査してほしいという請求だけでは、調査対象と成り得ない。倫理基準に該当するからという請求であれば、審査会においても調査の対象と成り得るものとする。

(会 長) 公職選挙法違反の事実の有無ということについてはなく、公職選挙法違反の事実についての政治倫理を審査してほしいとの請求であれば、調査の対象と成り得るといえるのが、委員全体の意見だと確認した。

(事務局) 委員の出された意見からも出てきたように、法律との関係として他の市にも確認しましたが、政治倫理条例で見るとは条例に含まれている政治倫理基準に反する部分である。委員それぞれ同じ意見であると考えます。

法律とは全然関係がないわけではないが、具体的な部分として、この政治倫理基準に照らし合わせ、この行為はこうであるという部分で捉えていくということが、委員の大方の意見であるとする。他市の意見としても大半が同じような意見だった。これらのことが、確認できたと考える。

③調査請求が公職の候補者の立場であった時の審査会としての取り扱いについて

(主な意見)

(会 長) 調査請求対象者である市長が、その候補者であった時の行為についてとなりますが、前回は候補者であった時の行為については、対象ではないとの意見が多く、他市の例から云っても、明確に対象ではないとの回答が示されている。

当審査会としても、そのような取り扱いとしてよろしいか。

(各委員) 了解です。

(事務局) 会議の結論を確認する

①の4月7日と8日の関係については、4月7日に請求書を受け付けた、受理したということについては、その時には、市長という職にあったので却下すべき事案ではなかった。ただし、翌日の4月8日については、市長である者がその職を失職しているもので、調査に入る前にその者がいないということなので、審査会の対象ではないという意見が集約されたものとして、捉えさせていただいた。

②の法律との関係については、具体的な政治倫理基準そのものの中で捉えるべきであるということが結論であると捉えさせていただいた。

③の候補者だった時の行為については、市長の職にある者のもので捉えるべきなので、対象とすべきでない、と捉えさせていただいた。

これらのことをまとめた中で、審査会としての意見をいただいたという形にしながら、市長としての取り扱いを最終的にまとめていきたいと考えている。

(会 長) 意見の大勢については今事務局がまとめたとおりである。

ただし、前回も異論として発言したように、私は、失職に関しては、時期によって理由によって、たとえば、調査不能になれば打ち切りというのは当然だが、不能ではない、調査ができているという場合については、結果を出さないという多数の意見には賛成できない。

したがって、このような反対の意見があったことも議事録に記載されたい。

(事務局) 次回は、これまでの意見を集約して回答案としたものを各委員に確認していただいた中で、まとめていきたいと考える

別添資料④

平成23年度第3回政治倫理審査会会議録（概要）	
開催日時	平成23年6月23日（木） 午後4時30分から5時50分まで
開催場所	市役所6階委員会室
出席者	（委員） 山田会長、中島副会長、岩本委員、西委員、中前委員 （事務局） 望月課長、眞仲副主幹、内藤主査補
会議の議題	白井市政治倫理条例第12条第1項の規定に基づく調査請求の取り扱いについて
会議の要旨	調査請求者への回答（案）について、その内容の検討。
審 議 概 要	
（会 長）	あいさつ 前回の検討内容を踏まえ、調査請求者に対する回答案について、意見を交わすこととする。
（会 長）	案は「1が結論」で、「2が理由」で、「3が審査会における意見内容」で構成されている。 この案文の構成についてどうか。
（各委員）	この構成で了解。
（会 長）	原案の構成とする。 調査請求書の取り扱いについての「結論」の部分についてはどうか。
（委 員）	結論は「却下」という表現がふさわしいと思う。 受理時点では、要件を満たしていて受理したけれど、翌日には条例上の要件を満たさなくなったということで却下します、という使い方が良いと思う。条例にも記述されている言葉であり、望ましいと考える。
（会 長）	条文上の「却下」に関わる施行規則第10条を確認する。 4月7日時点で市長が調査請求書を受理したことは適正であった。したがって、4月7日に受理した時に適正であるということは、却下できないということである。4月8日の翌日に失職したからといって、却下が変わるといって、1か月後に市長が死亡したら、却下すると同じことであり、それはおかしい。受理した時に適正であれば、それは却下でない適正な受理であり却下はできない。その後生じた理由で、調査を開始しないとか、中止するとかは受理や却下とは別の問題として対処しないとおかしいことになる。
（会 長）	市長が受理したのは、適法であった。しかし、翌日市長でなくなったから審査会としては、調査しない、調査対象としない、と分けた方が、結論としても良いのではと思う。
（委 員）	審査会の意見を受けて市長が市長としてどう回答するか。 受理は妥当だが、審査の対象でなくなった。審査会は審査しない。それを受けて

市長がどう回答するかということ。

(会 長) 審査会が実質審議した時の報告書と同じように、審査会が「調査不開始」、「不開始」とすることが適切であるという審査をしたという結論を出すのはどうか。

(委 員) 市長はそれを受けて、請求者にどう回答するかということになる。

(委 員) 「不開始」という言葉は、条例上にもない記述となるので、用いない方が良いと思う。

(委 員) 自動的に調査請求が妥当であれば、調査を開始しなければならない。

市長からの要請により行うものがあると思うが、今回はどちらに該当するものか。自動的に行わなければならないものか。市長の請求があれば行えばよいものか。

(事務局) 条例第12条の規定により請求があったものについては、調査を求めるものとして判断した時は、審査会に調査を求めるものとなる。

(委 員) 市長が、「こういう理由であるから、調査を求めなかった。審査会が調査をする以前の事として、意見を聞いた結果、調査を求めないとした。」とするのが妥当である。

(委 員) 市長が、「調査を求めないこととした。」とするのが、妥当である。

(委 員) 条例の第12条第2項の規定には、求めなければならないとあるが、市長が求めないこととしたとするのが良い。

(会 長) 市長が調査を求めたり求めなかったりすることができたら、制度としておかしい。市長の倫理が問われる制度なのに、形式的に4月7日に受理した時点では受理が適正でも、市長の判断によって、たとえそれが重大な理由に基づく調査請求であったとしても、調査を求めないことができってしまう。

形式的に受理して適正であった以上は、審査会に示し、審査会が調査不開始という結論を出すべきものとする。

(委 員) 法律的な用語でなければ、「調査は行わないものとする」という表現として、難しい言葉でないようにした方が良い。

(事務局) 条例の規定の中では、調査請求を受理したものの扱いとして、要件が適さなければ「却下」ということになると思いますが、不開始という表現とか、あまり難しい言葉を用いないで、実質分かるような表現という意見もありましたので、検討させていただきたい。

(会 長) 今回は、調査開始前に失職しているので、今の議論でもよいと考えるが、一般論的には1か月調査をしていて、対象者が亡くなったとかでも、「却下」ということになってしまう。

私は、全然調査を行っていない時であれば、「調査不開始」とか、「調査開始しません」とか、調査が出来上がってれば、調査の結論はきちんと市民に対して公開すべきと考える。

結論まで出せなくて中止する場合であれば、「中止」と云うようなもので、規則をつくるのならば、設けてはどうか。実質に則した言葉の方がふさわしい。

(委 員) 市長からの回答となるので、適切な表現を考えなくてはならない。

(会 長) この案は市長が回答するというもの。請求書を受理時点では、適法であったものを却下できないと考えた場合は、受理して、審査会に回した、調査を開始しようとした時点では、調査請求対象者は、市長ではなかった。したがって、審査会が、「調

「調査不開始」という結論を出したという回答もあり得る。前回は市長の判断にという審査会の結論ではあったが、この審査会は市長のためのものではなく、市民のためのものであると思う。審査会は市民に向けていなければならないものとする。

形式上、受理するかどうかかどうかについては、条例上市長の判断であるが、審査すべきかどうかあいまいな請求については、審査会が判断するものとする。

(委員) 審査会にそのような権限が条例上では認められていないのではないかと。

(会長) 審査会の目的からすれば、審査会が市長に任せ、市長の決定に委ねてしまう方が、むしろ疑問が生ずるのではないかと。

(委員) 今までの認識は、市からの正式な調査請求ではなく、市としての判断をするために審査会の意見を聞くということであったと思う。調査請求に基づく審査会を行ったことになるがどうか。

(会長) その部分も含めて、どうしたらよいか、事実上あまり形式を決めずに、審査会の意見を伺っていますということであった。

(委員) これからも同様なケースはあること。

調査請求されて、その調査請求が適正に受理され、その後、途中で辞職してしまったということはあるケースといえる。条例上では、その手続きについて規定されていない。

そのような場合にどう取り扱いをするべきかの規定が必要である。

(委員) 審査会の意見の取り扱いはどうするのか。

(会長) 実質調査の対象となるかどうかは課題であるということは、市側でも十分認識していて、その問いかけが審査会にあった訳で、調査不開始とすべきか、開始とすべきかの議論があったと捉えることとなると思う。その結論が調査不開始となったもの。調査を開始すべきかどうかを審査会で議論した。

(委員) あくまでも市が判断をするということで、議論をしてきた。そのために審査会の意見を聞いていた。

(委員) 市長からは審査会に対して調査依頼はない。

(事務局) 調査依頼ではなく、調査請求案件があり、この取り扱いについて、市の判断をする前に、まずは審査会に示させていただき、事前に意見を聞いたうえで、市としての判断をしていきたいということで説明をしてきた。

(委員) 今回の回答は本日、議論してきた形式となる。

(会長) 「市長は審査会に調査請求をしないものとする」と記述することは気になる。

受理・却下の他に調査請求する・しないの権限が市長にあるという解釈につながることを危惧している。

(会長) 審査会における意見内容についての「調査請求書受理後に市長等が不在（失職・辞職・死亡）となった場合の調査対象者の取り扱い」の部分については賛成であり、その内容が、審査会の意見が市長にも尊重され、その結果、調査の対象外であるとか、調査を開始しないことが相当であるとか、市長の意見として記述されることであれば良い。

(各委員) 了解。

(会長) 却下等の表現は用いないことが良いと思う。

- (委員) 調査を開始しない。調査を行わないものとする。
審査会の意見を踏まえ、調査を行わないものとする。
- (事務局) 審査会の意見を聞いた結果、調査を行わないものとする。
- (会長) 理由の部分についてはどうか。
- (会長) 審査会における意見内容の項目においては、調査請求書の受理は適法であったという問題と、調査すべきかどうかについて分けているが、理由の項目では、請求書の受理が適正な受理であったということが抜けている。
理由の項目については、審査会における意見内容が関わっているので、まずは、意見内容を議論したうえで、修正について検討することとします。
- (会長) 審査会における意見内容について、まず、「調査請求書受理後に市長等が不在（失職・辞職・死亡）となった場合の調査対象者の取り扱い」についての意見内容の表現はどうか。
調査請求書受理の適法性については、委員一致の意見である。
その他の表現については、どうか。
- (委員) 「市長は居ないため」は、別の表現の方が良いのではないか。
- (事務局) 「対象者は市長でなくなったため」に修正する。
- (会長) 「当審査会で調査する対象にはならない」というのが、審査会としての重要な意見となるので、各委員、確認願いたい。
- (委員) 「調査の途中で調査対象者が居なくなった（辞職・失職・死亡）としても、調査するものであるとの少数意見」の表記が必要であるかどうか。その前の表記項目との内容が整わない。
- (会長) この表記については、調査の途中での取り扱いの内容になるので、上記記述項目との関係では、整合が図られていない。ここの意見内容の表現については、調査に入る前のことになるので、意見内容から、この部分の削除については、問題はない。
- (会長) 意見内容1番目については、先程の意見のとおり3項目目を削り、「市長は居ないため、」を修正することで、良いか。
- (各委員) 了解。
- (会長) 審査会における意見内容で「法律（公職選挙法等）に抵触する行為に対する取り扱い」についてはどうか。
- (委員) 今回の回答に係る意見内容については、2番目の「法律（公職選挙法等）に抵触する行為に対する取り扱い」の表記及び3番目の「調査請求が公職の候補者の立場であった時の行為に対する取り扱い」の表記は必要ではないと考える。
- (委員) 2番目の意見内容は議論を整理した中で出たもので、回答の内容として必要ないと思う。
- (会長) 同様な意見である。今回の回答については、調査を開始しない理由が分かれば良いと思う。
- (会長) 3番目も今回の回答の表記内容としては必要ないとの意見があった。
他の委員についてはどうか。
- (委員) 1番目の意見内容のみでも良い。
- (会長) この調査請求に対する回答としては、1番目の「調査請求書受理後に市長等が不

在（失職・辞職・死亡）となった場合の調査対象者の取り扱い」に係る項目の記述を理由とする回答が的確である。

（会 長） 審査会における意見内容の表記については、今までの意見を踏まえ、一文に整理し、その最後に審査会としてのまとめの記述をすることとする。

（各委員） 了解される。文案は会長に一任。

（会 長） 全体の文書表現は詰めていくということで、方向性は今のような方向性で良いか。

（委 員） 「審査会の意見を聞いて調査はしない。」ということ。

（会 長） 文案の整理は私と事務局に一任させていただき、案を委員に確認させていただき、内容の了承を得るということにしたい。

（各委員） 了解。

（会 長） 以上をもって政治倫理審査会を終了する。

白 総 第 8 号
平成23年7月5日

海老原	一	男	様
奥山	和	代	様
岡野	三	之	様
土屋	昭	彦	様
藤野	龍	一	様
山本	恵	一	様

白井市長 伊 澤 史 夫

白井市政治倫理条例第12条第1項の規定に基づく調査請求について（通知）

平成23年4月7日付けで提出された調査請求書については、以下のとおり通知します。

記

- 1 本調査請求に関しては、白井市政治倫理審査会の意見を踏まえ、調査しないこととします。

理由

調査請求の対象者である横山久雅子白井市長（調査請求書受理時点）については、調査請求書が提出された平成23年4月7日の翌日である4月8日に白井市長の職を失職している。

本調査請求書については、平成23年4月7日付けで提出されたもので、その時点では、調査請求対象者は白井市長の職にあったことから受理したものであるが、白井市政治倫理条例は現に市長等の職にある者の政治倫理の確立を図るものであり、調査開始前に対象者が市長の職を失し同条例の対象者でなくなった本件の場合には、調査を開始しないことが条例の趣旨に沿うものである。

なお、本調査請求書に関する取り扱いについては、白井市政治倫理審査会に対して請求内容を示し、意見を求めたものである。

2 白井市政治倫理審査会の意見

調査請求が為された平成23年4月7日時点では、調査請求対象者たる横山久雅子市長は現に市長の職にあったから、市長が調査請求書を受理したことは適正であった。

しかしながら、翌日の4月8日には、調査請求対象者である横山久雅子白井市長はその市長の職を失っており、調査に入る前に調査請求の対象者が白井市長ではなくなったため、当審査会で調査する対象とはならないものと考ええる。

なお、市長等の職にある者は、その職権に関して不正の疑惑をもたれる恐れのないよう、本条例の目的を踏まえ、市民の信頼に値する倫理の保持に努めるべきである。

白井市政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者たる市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）並びに市議会議員（以下「議員」という。）が市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、その地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

第1条（目的）

○第1条では、この条例の目的を定めています。

その制定趣旨は、市民の代表である市長等及び議員が「全体の奉仕者」として市民の信頼に応え、「その地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定める」ところとなります。

○条例の適用対象は、市長である者、副市長である者、教育長である者、議員である者としています。

(市長等、議員及び市民の責務)

第2条 市長等及び議員は、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し自らすすんでその高潔性を明らかにしなければならない。

2 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、市長等及び議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

第2条（市長等、議員及び市民の責務）

○第1項では、市長等・議員が市民に対して自ら「高潔性を明らかにしなければならない」責務を、第2項は、市民が市長等・議員に対して「その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない」ことを規定しています。

(政治倫理基準)

第3条 市長等及び議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職権に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 市（市が資本金その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人又は株式会社を含む。以下同じ。）が行う工事等の請負契約、当該請負契約の下請契約、業務委託契約及び物品納入契約に関し、特定業者を推薦、紹介する等有利な取り計らいをしないこと。
- (4) 市職員（臨時職員等を含む。）の採用に関し、推薦又は紹介をしないこと。
- (5) 市職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくはその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (6) 議員は、職員の昇格又は異動に関し、推薦又は紹介をしないこと。
- (7) 政治活動に関し、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）を遵守するとともに、その後援団体についても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。

2 市長等及び議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い

態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

第3条（政治倫理基準）

- 第1項で市長等・議員が遵守すべき政治倫理基準を定めています。
 - ・第1号は、不正疑惑行為の自粛で、市民の不信を買うような公私混同を戒める訓示的なもの。
 - ・第2号は、地位利用の金品授受を禁止しており、当然のことであって条例目的の繰り返しのようなもの。
 - ・第3号から第6号までは、斡旋・介入の行為自体を禁じたもので、代償としての金品授受の有無については問わないもの。
 - ・第7号は、道徳的批判のある企業献金の自粛を定めているもの。
- 第2項は、政治倫理基準に反するとの疑惑を持たれたときは、市長等・議員に積極的な疑惑解明の義務を負わせるもの。

（宣誓書の提出）

第4条 市長等及び議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行い、市長等にあつては市長に、議員にあつては市議会議長（以下「議長」という。）に宣誓書を提出しなければならない。

第4条（宣誓書の提出）

- 宣誓書の提出を義務付けて、条例遵守を書面により担保しているものです。

（資産等報告書の提出義務等）

第5条 市長等及び議員は、毎年1月1日現在の資産、地位及び肩書、収入及び税等の納付状況について毎年5月15日から同月31日までに、次条に定める資産等報告書を市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に提出しなければならない。

- 2 資産等報告書には、規則で定めるところにより、必要な証明書類を添付しなければならない。
- 3 議長は、第1項の規定により提出された議員の資産等報告書を提出期限から10日以内に市長に送付し、市長は、市長等の資産等報告書とともに毎年7月10日までに、これを市民の閲覧に供しなければならない。ただし、前項の証明書類は、閲覧の対象としない。

第5条（資産等報告書の提出義務等）

資産公開制度は、市長等・議員の資産を毎年公開して、資産形成の推移を市民の前に明らかにすることによって、公職を利用した私利追求を防ぐことにあります。

- 第1項は、資産、地位及び肩書、収入及び税等の納付状況について、資産等報告書の提出を義務付けているもの。
- 第2項は、報告の真実性を裏づける為、証明書類の添付を義務付けているもの。
- 第3項は、資産等報告書は閲覧できることを定め、市民の目にも触れることの効果を期待しているもの。

（資産等報告書の記載事項）

第6条 資産等報告書には、次の各号に掲げる事項を記入しなければならない。

（1）資産

- ア 土地 所在、地目、面積、取得の時期及び価額
- イ 建物 所在、種類、構造、床面積、取得の時期及び価額
- ウ 不動産に関する権利（借地権等） 権利の種類、契約期日及び契約価額
- エ 預金及び貯金（当座預金、普通預金及び普通貯金を除く。） 預入れ金融機関名、預金

及び貯金の種類及び金額並びに定期預金の預金日及び満期日

オ 動産 価額が100万円以上の動産（生活に通常必要な家具、什器及び衣類を除く。）の種類、数量、価額及び取得の時期

カ 信託 信託に関する権利の種類、受託者、信託財産の種類、数量、信託の時期及び価額
キ 有価証券 公債、社債、株式、出資その他の有価証券の明細、取得期日、取得価額、額面金額及び時価額

ク ゴルフ会員権 ゴルフ場の名称、口数及び時価額

ケ 貸付金及び借入金（生計を一にする親族に対するものを除く。） 1件につき50万円以上の貸付金及び借入金の明細、契約期日及び金額

(2) 地位及び肩書

ア 企業その他の団体（宗教的、社会的及び政治的団体を除く。）における役職名及び報酬（顧問料等その名目を問わない。）の有無及び金額

イ 公職を退いた後の雇用に関する契約その他の取決めについての相手方及び条件

(3) 収入 給与、報酬、事業収入、配当金、利子、賃貸料、謝礼金、年金その他これらに類する収入の金額。ただし、一出所当たり年間5万円未満のものを除く。

(4) 税等の納付状況

ア 所得税及び事業税の前年分並びに市県民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税の前年度分の納付状況

イ 普通地方公共団体に関する使用料等の前年度分の納付状況

第6条（資産等報告書の記載事項）

○資産等報告書に記載する資産、地位及び肩書、収入、税等の納付状況について、個々具体的に記載しなければならない事項を定めています。

（資産等報告書の訂正）

第7条 市長等及び議員は、資産等報告書を訂正しようとする場合においては、訂正届を市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に提出した上、訂正を行い、訂正した箇所には認印するとともに、その氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。ただし、当該報告書の訂正は、毎年6月30日までに行わなければならない。

2 前項の規定により資産等報告書の訂正を行った場合は、訂正した部分は、これを読むことができるよう字体を残さなければならない。

第7条（資産等報告書の訂正）

○第1項は、資産等報告書の提出後に気づいた誤記の訂正ができることを定めているもの。

○第2項は、資産等報告書の訂正は、差し替えではなく、その訂正経緯を分かるように訂正することを義務付けたもの。

（資産等報告書の閲覧及び保存）

第8条 資産等報告書の保存期間は、閲覧開始の日から5年間とする。

2 何人も、市長に対して前項の規定により保存されている資産等報告書の閲覧を請求することができる。

3 何人も、閲覧により知り得たことは、この条例の目的に沿うよう適正に活用しなければならない。

第8条（資産等報告書の閲覧及び保存）

○資産等報告書は、その保存期間を5年と定め、市民に限らず、閲覧の請求をできることを定めて

います。

(政治倫理審査会の設置等)

第9条 資産等報告書及び政治倫理に関する重要な事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、白井市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の委員は、6人以内とし、資産等報告書及び政治倫理の審査に関して専門的知識を有する者で社会的信望があり、地方行政に関し高い識見を有する者のうちから、議会の承認を得て市長が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とし、3期を限度とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 委員は、その職務を政治的目的のために利用してはならない。

6 審査会の会議の運営に関し必要な事項は、審査会に諮って定める。

第9条（政治倫理審査会の設置等）

条例の実効性を担保する仕組みとして政治倫理審査会の設置をするものです。

○第1項は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として設置し、資産等報告書と政治倫理に関する事項の調査審議をすることを定めるもの。

○第2項は、審査会委員の定員は6人以内であること。委員は専門的知識が必要で、地方行政に関して高い識見を有するものであること。市長が委嘱するが議会の承認を必要とするもの。

○第3項は委員の任期を、第4項は委員の守秘義務を定めているもの。

○第5項は、委員の職務を政治的に利用してはならないもの。

○第6項は、審査会の会議運営は審査会が定めるもの。

(審査会の職務)

第10条 審査会は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 第12条第1項に規定する必要な調査及び審議をすること。

(2) その他この条例による政治倫理の確立を図るため、市長の諮問を受けた事項につき調査、答申、勧告をし、又は建議すること。

2 審査会は、前項の職務を行うため、関係人から事情聴取、及び資料提供等必要な調査を行うことができる。

第10条（審査会の職務）

○第1項は、審査会の職務を定めるもの。

・第1号が審査会の主となる職務。

第12条第1項の市民の調査請求があった場合に必要な調査及び審議をするものとしている。

市民の調査請求は、①資産等報告書に疑義があるとき。

②政治倫理基準に反する行為をした疑いがあるとき。

・第2号は、市長の諮問を受けて調査等をするもの。

○第2項は、関係人から事情聴取、資料提供など必要な調査を行うことができることを根拠付けているもの。

(審査結果の尊重)

第11条 市長及び議長は、次条第3項及び第4項の規定により報告又は送付された審査結果を尊重し、必要な措置を講ずる。

第11条 (審査結果の尊重)

○審査会が審議した結果について、結果を受けただけではなく、市長・議長とも結果を尊重することを規定し、結果を受けて必要な措置を講ずるよう、市長と議長に義務づけているものです。

(市民の調査請求権)

第12条 地方自治法第18条に定める選挙権を有する者(以下「選挙権を有する者」という。)は、次の各号に掲げる事由があるときは、これを証する資料を調査請求書に添えて市長等に係るものにあつては市長に、議員に係るものにあつては議長に調査を請求することができる。

(1) 資産等報告書に疑義があるとき。

(2) その他この条例に定める政治倫理基準に反する行為をした疑いがあるとき。

2 前項の規定により調査の請求がなされたときは、議長は、議員に係る調査請求書及び添付資料の写しを市長に送付し、市長は、市長等及び議員に係る調査請求書及び添付資料の写しを審査会に速やかに提出し、調査を求めなければならない。

3 審査会は、前項の規定により調査を求められたときは、請求を受けた日から起算して90日以内に、第10条第1項第1号の職務に従い、その審査結果を市長に文書で報告しなければならない。

4 市長は、議員に係る審査結果の写しを議長に送付しなければならない。

5 市長及び議長は、前2項の規定により審査結果が報告され、又は送付された日から7日以内に、その写しを請求者及び調査を求められた市長等又は議員に送付するとともに、その概要を公表しなければならない。

6 市長又は議員に関する第1項の調査は、規則で定める期間、請求できない。

第12条 (市民の調査請求権)

○政治倫理の確立を市民自身がチェックする仕組みをつくり、市民の知る権利を制度化しています。

(調査請求権にともなう責務)

第13条 前条の調査請求権は政治倫理の確立のための権利であることから、選挙権を有する者は、自らの責任と役割を自覚し、行使するものとする。

第13条 (調査請求権にともなう責務)

○市民に対し、調査請求に関する権利はあるものの、これを恣意的に利用することによる影響を考えたものです。

(市長等又は議員の協力義務)

第14条 市長等又は議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。

第14条 (市長等又は議員の協力義務)

○調査の対象となる当事者に、審査会への資料の提出協力と会議への出席要求に協力する義務を定めています。(協力しない場合は、第15条により公表される。)

(虚偽報告等の公表)

第15条 市長は、市長等又は議員が資産等報告書の提出をしなかったとき、虚偽の報告をしたとき又は調査に協力しなかったときは、その旨を公表するものとする。

第15条 (虚偽報告等の公表)

○資産等報告書を提出しなかった場合、虚偽の報告をした場合、調査に協力しなかった場合については、公表されることを定めています。

(職務関連犯罪による第1審有罪後の説明会)

第16条 市長等又は議員が、職務に関連し、又はその地位を利用した不正行為により第1審で有罪の判決の宣告を受け、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、議員については議長が、市長等については市長が、市民に対する説明会を開かなければならない。この場合において、市長等又は当該議員は、説明会に出席し釈明するものとする。

2 前項の説明会において、選挙権を有する者は、市長等又は当該議員に質問することができる。

3 第1項に定める説明会の開催の手続その他その運営に関し必要な事項は、市長又は議会が定める。

第16条 (職務関連犯罪による第1審有罪後の説明会)

○問責制度を定めたものです。資産公開制度が一般予防のための制度であるのに対し、問責制度は起きてしまった不祥事に事後的・個別的に対処するためのものです。

(職務関連犯罪による有罪確定後の措置)

第17条 市長等又は議員が、前条の有罪の判決の宣告を受け、刑が確定したときは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項の規定により失職する場合を除き、市長等又は議員は、その名誉と品位を守り市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 議会は、前項の当該議員に議会の名誉と品位を損なう重大な行為があると認めるときは、地方自治法第134条及び第135条の規定に基づき懲罰を科することができる。

第17条 (職務関連犯罪による有罪確定後の措置)

○第1項は、有罪判決が確定したときは、公選法第11条第1項による失職を除き(禁固以上が失職となるが、罰金や執行猶予付きの贈賄罪は失職しないため、こういう場合を想定)、当事者は、品位と名誉を守り市民の信頼回復に、自ら措置を講じることを規定しているもの。

○第2項は、議会の名誉と品位を損なう場合は懲罰権の発動を促しているもの。

(工事等の契約に関する遵守事項)

第18条 市長等及び議員の配偶者及び1親等又は同居の親族並びに市長等及び議員が実質的に経営に携わる企業は、地方自治法第92条の2、第142条、第166条、第168条及び第180条の5の規定の趣旨を尊重し、市が行う工事等の請負契約、当該請負契約の下請契約、業務委託契約及び物品納入契約を辞退するよう努めなければならない。

第18条 (工事等の契約に関する遵守事項)

地方自治法は、市長等・議員が、市の請負契約等の締結に関与する立場にあることから、議会運営の公正と行政執行の適正を確保するため、市の公共工事を請け負うことを禁じており、配偶者・親族についても地方自治法の趣旨を尊重し、請負辞退を定めたものです。

※市長等及び議員が実質的に経営に携わる企業は、

- (1) 市長等及び親族が、資本金その他これらに準ずるものの3分の1以上を出資している企業
- (2) 市長等及び親族に年額300万円以上の報酬を支払っている企業
- (3) 市長等及び親族が、その経営方針に関与している企業

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第19条 (委任)

○条例施行に関して必要な事項は規則に委任しています。

○白井市政治倫理条例施行規則

平成13年3月30日

規則第30号

〔注〕平成19年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、白井市政治倫理条例(平成12年条例第38号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(宣誓書)

第2条 条例第4条の規定による宣誓書(別記第1号様式)は、市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の任期開始の日から30日以内に提出するものとする。

(一部改正〔平成19年規則14号〕)

(資産等報告書の提出等)

第3条 条例第5条第1項に規定する資産等報告書(別記第2号様式)の提出は、1月1日現在市長等の職にないときは、これを要しない。市長等が5月31日までに死亡し、又は辞職し、若しくは失職したときも、同様とする。

2 条例第5条第2項に規定する証明書類は、次の各号に掲げる資産等の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 土地及び建物 固定資産評価証明書又は納税通知書(評価額記載部分に限る。)の写し

(2) 預金及び貯金 定期預金及び定期貯金の残高証明書又は通帳の写し

(3) 収入 確定申告書又は源泉徴収票の写し

(4) 税等の納付状況 確定申告書又は源泉徴収票の写し及び納税証明書又は税を完納していることを証する書類の写し並びに使用料を完納したことを証する書類の写し

3 市長等が心身の故障によって、資産等報告書に必要な事項を記載し、その内容を判断することができないときは、市長等の同意又は3親等以内の親族は、資産等報告書提出免除願(別記第3号様式)を市長に提出し、その承認を求めなければならない。

4 前項の資産等報告書提出免除願には、医師の診断書を添付しなければならない。

(一部改正〔平成19年規則35号・21年16号〕)

(資産の範囲等)

第4条 条例第6条第1号に掲げる資産には、外国にある資産を含むものとする。

2 条例第6条第1号ウに規定する不動産に関する権利(借地権等)の契約価額は、次の各号に掲げるいずれかの価額とする。

(1) 不動産鑑定士による鑑定評価がなされている場合 その鑑定評価額

(2) 借地権の設定に際し権利金(借地権の設定に対する対価としての性格を有する金銭をいう。)が支払われている場合 その権利金の額

(3) 前2号に規定する場合に該当しない場合 借地権の目的となっている土地について設定されている地代又は賃借料の報告基準日(条例第5条第1項に規定する資産等報告書を提出すべき日が含まれている年の1月1日をいう。)前1年間分に相当する額

3 条例第6条第1号オの動産は、自動車、航空機、船舶及び美術工芸品等とする。

4 条例第6条第1号キの有価証券のうち株券は、証券取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として証券業協会に登録されている株券とする。

5 条例第6条第1号キの有価証券の時価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する価額とする。

(1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所における報告基準日の直前の営業日の最終価額に基づき算出した価額

(2) 店頭売買有価証券 当該店頭売買有価証券を登録する証券業協会が公表する報告基準日の直前の営業日の最終価額に基づき算出した価額

(3) 前2号に掲げる有価証券以外の有価証券 公表されている報告基準日の直前の営業日の最終価額に基づき算出した価額

(訂正届の様式)

第5条 条例第7条第1項の規定により、資産等報告書を訂正しようとする場合は、資産等報告書訂正届(別記第4号様式)を提出するものとする。

(資産等報告書の閲覧)

第6条 条例第8条第2項の規定による資産等報告書の閲覧は、市長が指定する場所で、執務時間中にし

なければならない。この場合において、閲覧者は、事前に閲覧簿に住所及び氏名を記入するものとする。

- 2 資産等報告書は、[前項](#)の場所以外に持ち出すことができない。
- 3 資産等報告書は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- 4 [前3項](#)の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。
- 5 資産等報告書の提出義務者が閲覧期間中に死亡したときは、当該提出義務者に関する資産等報告書の閲覧を中止するものとする。

(審査会の会長等)

第7条 [条例第9条第1項](#)に規定する白井市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議等)

第8条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の半数以上で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(調査請求の手續等)

第9条 [条例第12条第1項](#)の規定による市長等に係る調査の請求(以下「調査請求」という。)を行おうとする者は、調査請求書([別記第5号様式](#))を市長に提出しなければならない。

- 2 [条例第12条第1項第1号](#)の規定に基づく調査請求は資産等報告書の閲覧期間内に、[同項第2号](#)の規定に基づく調査請求は報告義務者が市長等の職にある期間内にそれぞれしなければならない。
- 3 [条例第12条第6項](#)に規定する調査請求のできない期間は、[次の各号](#)に掲げる日から当該選挙の間までの間とする。

(1) 任期満了による市長選挙 任期満了の日前60日に当たる日

(2) 市町村の設置による市町村長選挙 [地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第7条](#)の規定により市町村が設置された日

(調査請求書の受理後の手續)

第10条 市長は、調査請求が[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、当該調査請求を却下するものとする。

- (1) 調査請求をすることができない事由についてしたものであるとき。
- (2) 調査請求書の記載事項に不備があるとき、又は調査請求書に必要な資料の添付がないとき。
- 2 市長は、調査請求書に形式上の不備があると認めるときは、相当の期間を定めて調査請求をした者にその補正を求めることができる。
- 3 市長は、[第1項](#)の規定により調査請求を却下したときは、その旨を調査請求をした者に書面により通知しなければならない。

(審査結果の保存及び閲覧)

第11条 [条例第12条第3項](#)の規定により提出された審査結果は、これを受理した市長が、提出された日の翌日から起算して5年を経過する日(以下「審査結果の保存期間の末日」という。)まで保存しなければならない。

- 2 市長は、審査結果を提出された日の翌日から起算して7日以内に市民の閲覧に供しなければならない。
- 3 [前項](#)の規定による審査結果の閲覧期間は、閲覧開始の日から審査結果の保存期間の末日までとする。
- 4 [第6条](#)の規定は、審査結果の閲覧について準用する。

(説明会)

第12条 [条例第16条](#)の規定による説明会は、第1審有罪判決の日から30日を経過した日以後30日以内を開催しなければならない。

- 2 市長は、説明会を開催するときは、開催の日時及び場所その他必要な事項を開催日の7日前までに告示するとともに、広報に努めなければならない。
- 3 市長等が説明会に出席する場合は、補佐人とともに出席することができる。ただし、代理人を出席させることはできない。

- 4 市長等がやむを得ない理由により説明会に出席できないときには、市長にその前日までに弁明書を提出するものとする。
- 5 前項の弁明書が提出されたときは、市長はその旨を告示するものとする。
(実質的に経営に携わる企業)

第13条 条例第18条に規定する市長等の配偶者及び1親等又は同居の親族並びに市長等(以下「市長等及び親族」という。)が実質的に経営に携わる企業とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市長等及び親族が、資本金その他これらに準ずるものの3分の1以上を出資している企業
- (2) 市長等及び親族に年額300万円以上の報酬を支払っている企業
- (3) 市長等及び親族が、その経営方針に関与している企業
(職員の責務)

第14条 職員は、全体の奉仕者として条例第3条に定める事項について、依頼等を受けないものとし、又は依頼等があった場合は上司に報告するものとする。
(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。ただし、審査会の運営に關し必要な事項は、審査会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に市長等である者の第2条の規定の適用については、同条中「任期開始の日」とあるのは「この規則の施行の日」とする。
(白井町長の資産等の公開に関する規則の廃止)
- 3 白井町長の資産等の公開に関する規則(平成7年規則第36号。)は廃止する。
(経過措置)
- 4 廃止された政治倫理の確立のための白井町長の資産等の公開に関する条例による資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の訂正及び閲覧については、なお従前の例による。

附 則(平成13年規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年規則第24号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年規則第14号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第15号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第14号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第35号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。
附 則(平成21年規則第16号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(令和3年規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別記第1号様式(第2条関係)

(一部改正〔令和3年規則8号〕)

別記第1号様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、白井市政治倫理条例を遵守し市民全体の奉仕者として、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを誓います。

年 月 日

（宛先）白井市長

住 所
氏 名

第2号様式(第3条第1項関係)

（一部改正〔平成19年規則35号・令和3年8号〕）

エ 預金及び貯金（当座預金、普通預金及び普通貯金を除く。）

金融機関名	預貯金の種類	金額	預貯金日	満期日
		円		

(注) 預貯金の種類欄には、定期預金、定期貯金及びその他の別を記入する。

オ 動産（価格が100万円以上のものに限る。）

(1) 自動車

種類	数量	価額	取得の時期	備考
		円		

(注)

- 1 種類の欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。
- 2 価額は、取得価額とし、取得価額が不明のときは時価額を記入する。

(2) 航空機

種 類	数 量	価 額	取得の時期	備 考
		円		

(注)

- 1 種類の欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。
- 2 価額は、取得価額とし、取得価額が不明のときは時価額を記入する。

(3) 船舶

種 類	数 量	価 額	取得の時期	備 考
		円		

(注)

- 1 種類の欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。
- 2 価額は、取得価額とし、取得価額が不明のときは時価額を記入する。

(4) 美術工芸品等

種 類	数 量	価 額	取得の時期	備 考
		円		

(注)

- 1 種類の欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。
- 2 価額は、取得価額とし、取得価額が不明のときは時価額を記入する。

カ 信託

権利の種類	受託者	信託財産の種類	数量	信託の時期	価額	備考
					円	

(注) 権利の種類欄には、投資信託、公社債投資信託、国債ファンド、株式投資信託及びその他の別を記入する。

キ 有価証券

明細	取得期日	取得価額	額面金額	時価額	備考
		円	円	円	

(注) 明細欄には、公債、社債の名称又は、株式等の銘柄を記入する。

ク ゴルフ会員権

ゴルフ場の名称	口数	時価額	備考
		円	

ケ 貸付金及び借入金（1件につき50万円以上のもの）

貸付金及び借入金の明細	契約期日	金 額	備 考
		円	

(注) 貸付金及び借入金の明細欄には、貸付金、借入金の別を記入する。

2 地位及び肩書

ア 企業その他の団体における役職名及び報酬

企業名又は団体名	役 職 名	報 酬 の 有 無	備 考
		円	

(注) 報酬が有の場合は、前年報酬額を記入する。

イ 公職を退いた後の雇用に関する契約その他の取決め

相 手 方	条 件	備 考

(注) 条件の欄には、地位、給与、雇用期日・期間等を記入する。

3 収入

区 分	出 所	収 入 金 額 円	備 考
給 与			
報 酬			
事 業			
配 当 金			
利 子			
賃 貸 料			
謝 礼 金			
年 金			
そ の 他			

(注) 収入金額の欄には、区分ごとに前年中の収入を記入する。ただし、一出所当たり年間5万円未満のものを除く。

4 税等の納付状況

ア 税

区 分	課 税 額	納 付 額	備 考
所 得 税	円	円	
事 業 税			
市 県 民 税			
固 定 資 産 税			
国民健康保険税			
軽自動車税			

(注)

- 1 課税額には、滞納繰越分も含む。
- 2 所得税及び事業税は前年分をその他の税については前年度分を記入する。

イ 使用料等

区 分	金 額	納 付 額	備 考
水道使用料	円	円	
下水道使用料			

(注)

- 1 金額には、滞納繰越分も含む。
- 2 前年度分を記入する。

[第3号様式\(第3条第3項関係\)](#)

(一部改正〔令和3年規則8号〕)

第3号様式（第3条第3項関係）

資 産 等 報 告 書 提 出 免 除 願

（宛先）白井市長

提出義務者氏名
代理人 住 所
氏 名
（続柄： ）

白井市政治倫理条例施行規則第3条第3項の規定に基づき、医師の診断書を添付し、
資産等報告書の提出の免除の承認を求めます。

記

1 免除の理由

2 免除の期間

第4号様式(第5条関係)

（一部改正〔令和3年規則8号〕）

第4号様式（第5条関係）

資 産 等 報 告 書 訂 正 届

（宛先）白井市長

住 所
氏 名

白井市政治倫理条例第7条の規定に基づき、資産等報告書を訂正します。

記

1 訂正する報告書

2 訂正箇所

第5号様式（第9条第1項関係）

（一部改正〔令和3年規則8号〕）

